

## 9.8 最終処分場埋立容量(平成20年4月1日現在)

(単位:m<sup>3</sup>)

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	21,549 (21,714)	272,109 (272,110)	8,435 (8,435)	302,093 (302,259)
安定型処分場	15,179,637 (14,474,641)	208,928,123 (209,433,898)	7,539,231 (8,781,023)	231,646,991 (232,689,562)
管理型処分場	78,065,917 (76,450,098)	184,901,367 (167,600,933)	203,148,416 (311,614,391)	466,115,700 (555,665,422)
内数：海面埋立	27,391,022 (32,601,022)	19,291,000 (19,291,000)	139,368,957 (138,848,607)	186,050,979 (190,740,629)
計	93,267,103 (90,946,453)	394,101,599 (377,306,940)	210,696,082 (320,403,849)	698,064,784 (788,657,243)

- 注) 1. 埋立容量については、処理施設(廃止届出書を提出していないもの)の許可設置時の容量であり、一般廃棄物と産業廃棄物を処分できる施設においては産業廃棄物のみの容量である。
2. 海面埋立は内数である。
3. 公共とは、国、地方公共団体及び国・地方公共団体の関与している法人等をさす。
4. ( )内は、前年度の調査結果である。

## 9.9 新規最終処分場数(平成19年度実績)

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
安定型処分場	14 (0)	15 (18)	0 (1)	29 (19)
管理型処分場	3 (1)	8 (7)	2 (1)	13 (9)
内数：海面埋立	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
計	17 (1)	23 (25)	2 (2)	42 (28)

- 注) 1. 平成19年度実績の新規最終処分場数とは、平成19年度1年間に設置許可を得た新規施設数である。
2. 海面埋立は内数である。
3. 公共とは、国、地方公共団体及び国・地方公共団体の関与している法人等をさす。
4. ( )内は、前年度の調査結果である。

10 産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更許可  
(法第15条の2の5第1項)

10.1 中間処理施設の変更許可件数(平成19年度実績)

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
汚泥の脱水施設	5 (6)	5 (8)	1 (1)	11 (15)
汚泥の乾燥施設(機械)	1 (2)	4 (2)	0 (0)	5 (4)
汚泥の乾燥施設(天日)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (2)
汚泥の焼却施設	0 (7)	3 (8)	0 (0)	3 (15)
廃油の油水分離施設	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)
廃油の焼却施設	0 (2)	3 (9)	0 (0)	3 (11)
廃酸・廃アルカリの中和施設	1 (1)	1 (3)	0 (0)	2 (4)
廃プラスチック類の破碎施設	0 (0)	25 (21)	0 (0)	25 (21)
廃プラスチック類の焼却施設	0 (0)	5 (7)	0 (0)	5 (7)
木くず又はがれき類の破碎施設	1 (7)	55 (73)	0 (0)	56 (80)
コンクリート固化化施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
シアノ化合物の分解施設	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
PCB廃棄物の焼却施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
PCB廃棄物の分解施設	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
PCB廃棄物の洗浄施設 又は分離施設	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
その他の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	0 (2)	5 (10)	0 (0)	5 (12)
計	10 (27)	108 (143)	2 (2)	120 (172)

注) 1. 平成19年度1年間の変更許可件数である。

2. 公共とは、国、地方公共団体及び国・地方公共団体の関与している法人等をさす。

3. ( )内は、前年度の調査結果である。

10.2 最終処分場の変更許可件数(平成19年度実績)

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)
安定型処分場	0 (0)	11 (17)	0 (0)	11 (17)
管理型処分場	0 (0)	9 (10)	1 (1)	10 (11)
内数：海面埋立	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	0 (0)	20 (28)	1 (1)	21 (29)

- 注) 1. 平成19年度1年間の変更許可件数である。  
 2. 海面埋立は内数である。  
 3. 公共とは、国、地方公共団体及び国・地方公共団体の関与している法人等をさす。  
 4. ( )内は、前年度の調査結果である。

11 産業廃棄物処理施設の埋立終了、廃止、承継の届出  
(法第15条の2の5第3項、法第15条の4)

11.1 中間処理施設の廃止届出件数(平成19年度実績)

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
汚泥の脱水施設	258 (396)	18 (41)	8 (5)	284 (442)
汚泥の乾燥施設(機械)	6 (4)	5 (2)	0 (0)	11 (6)
汚泥の乾燥施設(天日)	1 (2)	2 (0)	1 (1)	4 (3)
汚泥の焼却施設	15 (10)	4 (5)	1 (0)	20 (15)
廃油の油水分離施設	4 (6)	3 (7)	0 (0)	7 (13)
廃油の焼却施設	13 (9)	4 (6)	0 (0)	17 (15)
廃酸・廃アルカリの中和施設	21 (3)	2 (1)	0 (0)	23 (4)
廃プラスチック類の破碎施設	1 (1)	37 (22)	0 (1)	38 (23)
廃プラスチック類の焼却施設	22 (15)	10 (15)	1 (0)	33 (31)
木くず又はがれき類の破碎施設	10 (11)	181 (171)	1 (0)	192 (182)
コンクリート固化化施設	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
シアノ化合物の分解施設	1 (15)	0 (2)	0 (0)	1 (17)
PCB廃棄物の焼却施設	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
PCB廃棄物の分解施設	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
PCB廃棄物の洗浄施設 又は分離施設	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
その他の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	14 (7)	16 (26)	0 (0)	30 (33)
計	368 (482)	282 (298)	13 (7)	663 (787)

注) 1. 令第7条各号の施設ごとの平成19年度1年間の廃止届出件数である。

2. 公共とは、国、地方公共団体及び国・地方公共団体の関与している法人等をさす。

3. ( )内は、前年度の調査結果である。

11.2 最終処分場の埋立終了届出件数(平成19年度実績)

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
安定型処分場	7 (6)	28 (44)	4 (0)	39 (50)
管理型処分場	10 (14)	18 (17)	4 (1)	32 (32)
内数：海面埋立	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)
計	17 (21)	46 (61)	8 (1)	71 (83)

- 注) 1. 令第7条各号の施設ごとの平成19年度1年間の埋立終了届出件数である。  
 2. 海面埋立は内数である。  
 3. 公共とは、国、地方公共団体及び国・地方公共団体の関与している法人等をさす。  
 4. ( )内は、前年度の調査結果である。

11.3 最終処分場の廃止届出件数(平成19年度実績)

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
安定型処分場	5 (4)	24 (27)	3 (2)	32 (33)
管理型処分場	6 (11)	8 (9)	1 (1)	15 (21)
内数：海面埋立	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
計	11 (15)	32 (36)	4 (3)	47 (54)

- 注) 1. 法第15条の2の5の規定により都道府県知事が平成19年度1年間に確認した令第7条各号の施設ごとの件数である。  
 2. 海面埋立は内数である。  
 3. 公共とは、国、地方公共団体及び国・地方公共団体の関与している法人等をさす。  
 4. ( )内は、前年度の調査結果である。

11.4 中間処理施設の承継届出件数(平成19年度実績)

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
汚泥の脱水施設	18 (20)	16 (12)	0 (0)	34 (32)
汚泥の乾燥施設(機械)	2 (3)	3 (0)	0 (0)	4 (3)
汚泥の乾燥施設(天日)	2 (0)	0 (4)	0 (0)	2 (4)
汚泥の焼却施設	4 (5)	4 (9)	0 (0)	8 (14)
廃油の油水分離施設	0 (0)	0 (4)	0 (0)	0 (4)
廃油の焼却施設	2 (4)	4 (10)	0 (0)	6 (14)
廃酸・廃アルカリの中和施設	0 (0)	0 (4)	0 (0)	0 (4)
廃プラスチック類の破碎施設	3 (2)	7 (14)	0 (0)	10 (16)
廃プラスチック類の焼却施設	5 (3)	6 (12)	0 (0)	11 (15)
木くず又はがれき類の破碎施設	5 (1)	51 (58)	0 (0)	56 (59)
コンクリート固化化施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
シアノ化合物の分解施設	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (3)
PCB廃棄物の焼却施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
PCB廃棄物の分解施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
PCB廃棄物の洗浄施設 又は分離施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	7 (5)	8 (13)	0 (0)	15 (18)
計	48 (43)	99 (143)	0 (0)	146 (186)

- 注) 1. 令第7条各号の施設ごとの平成19年度1年間の承継の件数である。  
 2. 公共とは、国、地方公共団体及び国・地方公共団体の関与している法人等をさす。  
 3. ( )内は、前年度の調査結果である。

施設の種類	譲受け(許可)				借受け(許可)			
	事業者	処理業者	公共	計	事業者	処理業者	公共	計
汚泥の脱水施設	7	0	0	7	2	15	0	17
汚泥の乾燥施設(機械)	0	1	0	0	0	1	0	1
汚泥の乾燥施設(天日)	1	0	0	1	1	0	0	1
汚泥の焼却施設	1	3	0	4	0	1	0	1
廃油の油水分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の焼却施設	1	2	0	3	0	2	0	2
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類の破碎施設	2	4	0	6	0	1	0	1
廃プラスチック類の焼却施設	1	5	0	6	0	1	0	1
木くず又はがれき類の破碎施設	4	42	0	46	0	3	0	3
コンクリート固化化施設	0	0	0	0	0	0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	0	0	0	0	0
シアノ化合物の分解施設	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB廃棄物の分解施設	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB廃棄物の洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	3	4	0	7	0	2	0	2
計	20	61	0	80	3	26	0	29

注) 1. 令第7条各号の施設ごとの平成19年度1年間の承継の件数である。

2. 公共とは、国、地方公共団体及び国・地方公共団体の関与している法人等をさす。

施設の種類	合併(認可)				分割(認可)			
	事業者	処理業者	公共	計	事業者	処理業者	公共	計
汚泥の脱水施設	7	1	0	8	2	0	0	2
汚泥の乾燥施設(機械)	0	1	0	1	2	0	0	2
汚泥の乾燥施設(天日)	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥の焼却施設	3	0	0	3	0	0	0	0
廃油の油水分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の焼却施設	1	0	0	1	0	0	0	0
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類の破碎施設	1	2	0	3	0	0	0	0
廃プラスチック類の焼却施設	4	0	0	4	0	0	0	0
木くず又はがれき類の破碎施設	1	5	0	6	0	0	0	0
コンクリート固化化施設	0	0	0	0	0	0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	0	0	0	0	0
シアノ化合物の分解施設	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB廃棄物の分解施設	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB廃棄物の洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	4	2	0	6	0	0	0	0
計	21	11	0	32	4	0	0	4

注) 1. 令第7条各号の施設ごとの平成19年度1年間の承継の件数である。

2. 公共とは、国、地方公共団体及び国・地方公共団体の関与している法人等をさす。

施 設 の 種 類	相 続 ( 届 出 )			
	事 業 者	処理業者	公 共	計
汚 泥 の 脱 水 施 設	0	0	0	0
汚 泥 の 乾 燥 施 設 ( 機 械 )	0	0	0	0
汚 泥 の 乾 燥 施 設 ( 天 日 )	0	0	0	0
汚 泥 の 烧 却 施 設	0	0	0	0
廃 油 の 油 水 分 離 施 設	0	0	0	0
廃 油 の 烧 却 施 設	0	0	0	0
廃 酸 ・ 廃 アルカリ の 中 和 施 設	0	0	0	0
廃 プラスチック類の破碎施設	0	0	0	0
廃 プラスチック類の焼却施設	0	0	0	0
木くず又はがれき類の破碎施設	0	1	0	1
コンクリート固化化施設	0	0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	0
シアノ化合物の分解施設	0	0	0	0
P C B 廃棄物の焼却施設	0	0	0	0
P C B 廃棄物の分解施設	0	0	0	0
P C B 廃棄物の洗浄施設 又は分離施設	0	0	0	0
そ の 他 の 烧 却 施 設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	0	0	0	0
計	0	1	0	1

注) 1. 令第7条各号の施設ごとの平成19年度1年間の承継の件数である。

2. 公共とは、国、地方公共団体及び国・地方公共団体の関与している法人等をさす。

11.6 最終処分場の承継届出件数(平成19年度実績)

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
安定型処分場	0 (2)	7 (9)	0 (0)	7 (11)
管理型処分場	3 (4)	6 (3)	0 (2)	9 (9)
内数：海面埋立	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (2)
計	3 (6)	13 (12)	0 (2)	16 (20)

- 注) 1. 令第7条各号の施設ごとの平成19年度1年間の承継の件数である。  
 2. 海面埋立は内数である。  
 3. 公共とは、国、地方公共団体及び国・地方公共団体の関与している法人等をさす。  
 4. ( ) 内は、前年度の調査結果である。

11.7 最終処分場の承継届出の内訳

施設の種類	譲受け(許可)				借受け(許可)			
	事業者	処理業者	公共	計	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0	0	0	0	0	0	0	0
安定型処分場	0	7	0	7	0	0	0	0
管理型処分場	1	2	0	3	0	3	0	3
内数：海面埋立	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	9	0	10	0	3	0	3

施設の種類	合併(認可)				分割(認可)			
	事業者	処理業者	公共	計	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0	0	0	0	0	0	0	0
安定型処分場	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型処分場	1	1	0	2	0	0	0	0
内数：海面埋立	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	2	0	0	0	0

施設の種類	相続(届出)			
	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0	0	0	0
安定型処分場	0	0	0	0
管理型処分場	1	0	0	1
内数：海面埋立	0	0	0	0
計	1	0	0	1

- 注) 1. 令第7条各号の施設ごとの平成19年度1年間の承継の件数である。  
 2. 海面埋立は内数である。  
 3. 公共とは、国、地方公共団体及び国・地方公共団体の関与している法人等をさす。

## 12 廃棄物が地下にある土地の形質変更（法第15条の17第1項、法15条の19第1項、同条第4項）

区分	計
(1) 形質変更に係る指定区域の指定数 (平成20年4月1日現在の指定数)	1,012 (701)
(2) 形質変更の届出数 (平成19年度の1年間における届出数)	21 (32)
(3) 形質変更に係る計画変更命令件数 (平成19年度の1年間における命令件数)	0 (0)

注) 1. 平成20年4月1日現在の指定数とは、平成19年度末までの累積である。  
2. ( ) 内は、前年度の調査結果である。

### 13 立入検査・行政処分

#### 13.1 立入検査計画（平成2.4.24衛産第30号による）の状況

区分	有り	無し
平成19年度の立入検査計画	62	45

注) 数値は、都道府県・政令市数を示す。

#### 13.2 立入検査・行政処分（平成19年度実績）

区分	件数
法第14条の3、 法第14条の3の2 の処分	許可の取消し 699 (732)
	全部停止 67 (76)
	一部停止 5 (1)
法第14条の6の処分	許可の取消し 71 (33)
	全部停止 5 (18)
	一部停止 1 (0)
法第15条の2の6、 法第15条の3 の処分	許可の取消し 34 (40)
	改善命令 17 (22)
	停止命令 14 (18)
法第18条の報告徴収	13,866 (23,425)
法第19条の立入検査	196,144 (180,291)
法第19条の3の改善命令	54 (71)
法第19条の5の措置命令	55 (59)
法第19条の6の措置命令	0 (0)

注) 1. 法第19条の立入検査は、任意立入の件数を含む。

2. ( ) 内は、前年度の調査結果である。

13.3 都道府県・政令市別の立入検査・行政処分(平成19年度実績) (1/4)

都道府県 政令市名	法第14条の3の処分			法第14条の6の処分			法第15条の2の6、 法第15条の3の処分		
	取消し	全部停止	一部停止	取消し	全部停止	一部停止	取消し	改善命令	停止命令
北海道	14	2	0	1	0	0	3	0	0
札幌市	11	0	0	1	0	0	0	0	0
函館市	3	0	0	1	0	0	0	0	0
旭川市	1	0	0	1	0	0	0	0	0
道計	29	2	0	4	0	0	3	0	0
青森県	4	0	0	1	0	0	1	0	0
青森市	3	0	0	1	0	0	0	0	0
県計	7	0	0	2	0	0	1	0	0
岩手県	10	1	0	1	0	0	2	0	0
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	10	1	0	1	0	0	2	0	0
宮城県	8	1	0	0	0	0	0	0	3
仙台市	7	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	15	1	0	0	0	0	0	0	3
秋田県	2	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田市	1	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	3	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	5	1	0	1	1	0	0	0	0
福島県	7	1	0	0	1	0	0	0	0
郡山市	3	0	0	0	0	0	1	0	0
いわき市	2	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	12	1	0	0	1	0	1	0	0
茨城県	9	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	4	4	0	1	0	0	0	2	3
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	4	4	0	1	0	0	0	2	3
群馬県	9	0	0	0	0	0	0	1	0
埼玉県	23	0	0	0	0	0	0	2	0
さいたま市	16	0	0	0	0	0	0	1	0
川越市	9	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	48	0	0	0	0	0	0	3	0
千葉県	29	0	0	0	0	0	2	0	0
千葉市	18	1	0	0	1	0	0	0	0
船橋市	14	0	0	0	0	0	2	0	0
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	61	1	0	0	1	0	4	0	0
東京都	31	0	0	3	0	0	1	0	0
神奈川県	4	0	0	1	0	0	0	0	0
横浜市	15	0	0	1	0	0	0	0	0
川崎市	13	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	4	0	0	1	0	0	0	0	0
相模原市	7	0	0	1	0	0	0	0	0
県計	43	0	0	4	0	0	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	1	1
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	0	0	0	0	0	0	0	1	1
富山県	2	1	0	1	0	0	2	0	0
富山市	5	2	0	0	0	0	0	0	0
県計	7	3	0	1	0	0	2	0	0
石川県	4	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	4	0	0	1	0	0	0	0	0
県計	8	0	0	1	0	0	0	0	0
福井県	12	1	0	1	0	0	1	0	0
山梨県	5	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	5	0	0	1	0	0	0	0
長野市	5	0	0	0	0	0	0	1	1
県計	5	5	0	0	1	0	0	1	1
岐阜県	9	0	0	0	0	0	1	0	0
岐阜市	11	0	0	0	0	0	1	0	0
県計	20	0	0	0	0	0	2	0	0
静岡県	5	1	1	0	0	1	0	1	0
静岡市	5	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	4	3	0	0	0	0	0	0	0
県計	14	4	1	0	0	1	0	1	0
愛知県	20	1	0	0	0	0	1	0	0
名古屋市	15	0	0	1	0	0	0	0	0
豊田市	21	0	0	3	0	0	2	1	0
豊橋市	1	0	1	0	0	0	0	0	0
岡崎市	15	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	72	1	1	4	0	0	3	1	0
三重県	11	0	0	2	0	0	0	1	0
滋賀県	3	0	0	0	0	0	0	1	0

都道府県 政令市名	法第14条の3の処分			法第14条の6の処分			法第15条の2の6、 法第15条の3の処分		
	取消し	全部停止	一部停止	取消し	全部停止	一部停止	取消し	改善命令	停止命令
京都府	10	0	0	3	0	0	0	0	0
京都市	3	0	0	0	0	0	0	0	0
府計	13	0	0	3	0	0	0	0	0
大阪府	11	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	14	0	0	6	0	0	2	0	0
堺市	4	0	0	2	0	0	0	0	0
東大阪市	3	0	0	4	0	0	0	0	0
高槻市	2	0	0	2	0	0	0	0	0
府計	34	0	0	14	0	0	2	0	0
兵庫県	6	0	0	2	0	0	0	0	0
神戸市	10	0	0	4	0	0	1	0	0
姫路市	7	0	0	3	0	0	1	0	0
尼崎市	5	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	5	0	0	2	0	0	0	0	0
県計	33	0	0	11	0	0	2	0	0
奈良県	5	0	0	2	0	0	0	0	0
奈良市	3	0	0	1	0	0	0	0	0
県計	8	0	0	3	0	0	0	0	0
和歌山県	3	2	0	2	0	0	0	0	0
和歌山市	4	0	0	1	0	0	0	0	0
県計	7	2	0	3	0	0	0	0	0
鳥取県	4	0	0	3	0	0	0	0	0
島根県	3	2	1	0	0	0	1	0	0
岡山県	6	1	0	1	0	0	0	0	0
岡山市	0	1	0	0	0	0	0	0	1
倉敷市	3	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	9	2	0	1	0	0	0	0	1
広島県	7	10	0	1	0	0	0	0	0
広島市	6	0	0	1	0	0	0	1	1
呉市	1	0	0	1	0	0	0	0	0
福山市	4	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	18	10	0	3	0	0	0	1	1
山口県	18	2	0	1	0	0	1	0	0
下関市	3	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	21	2	0	1	0	0	1	0	0
徳島県	0	0	2	0	0	0	0	0	0
香川県	4	2	0	0	0	0	1	1	0
高松市	1	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	5	2	0	0	0	0	1	1	0
愛媛県	1	1	0	0	0	0	0	0	0
松山市	1	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	2	1	0	0	0	0	0	0	0
高知県	1	4	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	4	0	0	1	0	0	0	0
県計	1	8	0	0	1	0	0	0	0
福岡県	19	1	0	0	0	0	2	0	1
北九州市	5	1	0	1	0	0	0	0	0
福岡市	6	0	0	0	0	0	0	0	0
大牟田市	6	0	0	1	0	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	36	2	0	2	0	0	2	0	1
佐賀県	7	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	4	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	2	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世保市	4	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	10	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	7	3	0	1	0	0	0	1	2
熊本市	4	1	0	0	0	0	0	0	1
県計	11	4	0	1	0	0	0	1	3
大分県	14	3	0	1	0	0	1	0	0
大分市	8	0	0	0	0	0	1	1	0
県計	22	3	0	1	0	0	2	1	0
宮崎県	6	0	0	0	0	0	2	1	0
宮崎市	2	2	0	0	0	0	0	0	0
県計	8	2	0	0	0	0	2	1	0
鹿児島県	2	2	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	2	2	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	2	0	0	0	0	0	1	0	0
都道府県計	370	52	4	30	3	1	23	12	10
政令市計	329	15	1	41	2	0	11	5	4
全国計	699	67	5	71	5	1	34	17	14

都道府県 政令市名	法第18条の 報告徴収	法第19条の 立入検査	法第19条の3の 改善命令	法第19条の5の 措置命令	法第19条の6の 措置命令
北海道	4	3,702	0	0	0
札幌市	0	72	0	0	0
函館市	1	362	0	0	0
旭川市	3	64	0	0	0
道計	8	4,200	0	0	0
青森県	7	1,670	0	0	0
青森市	1,857	131	0	0	0
県計	1,864	1,801	0	0	0
岩手県	187	10,385	0	11	0
盛岡市	0	0	0	0	0
県計	187	10,385	0	11	0
宮城県	12	1,073	1	1	0
仙台市	6	524	0	0	0
県計	18	1,597	1	1	0
秋田県	191	1,085	1	0	0
秋田市	598	290	0	0	0
県計	789	1,375	1	0	0
山形県	40	1,198	1	0	0
福島県	212	624	0	0	0
郡山市	241	100	0	0	0
いわき市	4	71	0	0	0
県計	457	795	0	0	0
茨城県	0	87	0	0	0
栃木県	3,877	1,488	1	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0
県計	3,877	1,488	1	0	0
群馬県	3	428	2	0	0
埼玉県	13	21,472	2	1	0
さいたま市	1	331	0	0	0
川越市	1	388	0	0	0
県計	15	22,191	2	1	0
千葉県	0	1,456	2	2	0
千葉市	6	379	0	2	0
船橋市	0	60	0	0	0
柏市	0	0	0	0	0
県計	6	1,895	2	4	0
東京都	7	4,029	0	0	0
神奈川県	11	1,067	0	0	0
横浜市	23	625	0	2	0
川崎市	94	446	0	0	0
横須賀市	0	94	0	0	0
相模原市	0	103	0	0	0
県計	128	2,335	0	2	0
新潟県	38	1,255	1	0	0
新潟市	2	497	0	1	0
県計	40	1,752	1	1	0
富山県	0	179	0	0	0
富山市	5	303	0	0	0
県計	5	482	0	0	0
石川県	11	1,659	3	0	0
金沢市	10	86	0	0	0
県計	21	1,745	3	0	0
福井県	6	945	0	0	0
山梨県	6	859	0	0	0
長野県	5	10,081	0	0	0
長野市	3	642	0	0	0
県計	8	10,723	0	0	0
岐阜県	184	1,723	0	0	0
岐阜市	88	460	1	0	0
県計	272	2,183	1	0	0
静岡県	0	2,919	0	0	0
静岡市	0	691	0	0	0
浜松市	7	426	0	1	0
県計	7	4,036	0	1	0
愛知県	78	6,261	4	4	0
名古屋市	0	841	0	0	0
豊田市	27	1,236	0	0	0
豊橋市	17	1,074	0	0	0
岡崎市	18	644	0	3	0
県計	140	10,056	4	7	0
三重県	13	2,452	5	0	0
滋賀県	7	542	1	0	0

注) 法第19条の立入検査は、任意立入の件数を含む。

都道府県 政令市名	法第18条の 報告徴収	法第19条の 立入検査	法第19条の3の 改善命令	法第19条の5の 措置命令	法第19条の6の 措置命令
京都府	14	10,669	0	0	0
京都市	0	151	0	0	0
府計	14	10,820	0	0	0
大阪府	0	1,495	1	0	0
大阪市	3	498	0	0	0
堺市	0	137	0	0	0
東大阪市	207	154	0	0	0
高槻市	0	64	0	0	0
府計	210	2,348	1	0	0
兵庫県	32	1,350	0	0	0
神戸市	0	426	1	0	0
姫路市	16	167	0	0	0
尼崎市	0	114	0	0	0
西宮市	1	143	0	0	0
県計	49	2,200	1	0	0
奈良県	0	10,311	0	0	0
奈良市	16	3	0	0	0
県計	16	10,314	0	0	0
和歌山県	0	104	0	0	0
和歌山市	0	3	0	0	0
県計	0	107	0	0	0
鳥取県	32	2,373	1	0	0
島根県	18	732	2	1	0
岡山県	180	975	0	0	0
岡山市	1	6,544	1	6	0
倉敷市	2	1,919	0	0	0
県計	183	9,438	1	6	0
広島県	93	2,629	7	0	0
広島市	1	116	1	4	0
呉市	822	226	0	0	0
福山市	3	328	2	0	0
県計	919	3,299	10	4	0
山口県	1	2,818	1	0	0
下関市	0	0	1	0	0
県計	1	2,818	2	0	0
徳島県	0	11,884	0	0	0
香川県	8	1,822	1	0	0
高松市	16	122	1	0	0
県計	24	1,944	2	0	0
愛媛県	5	446	0	0	0
松山市	1	113	0	0	0
県計	6	559	0	0	0
高知県	2	178	2	4	0
高知市	2	81	0	0	0
県計	4	259	2	4	0
福岡県	1	7,376	0	3	0
北九州市	0	0	0	0	0
福岡市	2,218	2,965	0	0	0
大牟田市	1,192	174	0	0	0
久留米市	0	0	0	0	0
県計	3,411	10,515	0	3	0
佐賀県	1	4,580	1	8	0
長崎県	11	1,460	0	1	0
長崎市	2	27	0	0	0
佐世保市	2	253	0	0	0
県計	15	1,740	0	1	0
熊本県	0	1,886	1	0	0
熊本市	2	397	0	0	0
県計	2	2,283	1	0	0
大分県	13	9,759	1	0	0
大分市	0	0	0	0	0
県計	13	9,759	1	0	0
宮崎県	2	10,023	1	0	0
宮崎市	1	2,483	2	0	0
県計	3	12,506	3	0	0
鹿児島県	2	5,114	0	0	0
鹿児島市	889	22	0	0	0
県計	891	5,136	0	0	0
沖縄県	130	951	1	0	0
都道府県計	5,457	167,574	44	36	0
政令市計	8,409	28,570	10	19	0
全国計	13,866	196,144	54	55	0

注) 法第19条の立入検査は、任意立入の件数を含む。

## 14 産業廃棄物管理票

### 14.1 管理票交付者の講ずる措置の報告件数

(法第12条の3第7項及び法第12条の5第10項、規則第8条の29及び規則第8条の38)  
(平成19年度実績)

報告件数	230
------	-----

注) 平成19年度1年間に管理票交付者が管理票の写しの送付を受けなかったために都道府県知事又は政令市長に報告した件数である。

### 14.2 産業廃棄物管理票に関する事業者等への勧告

(法第12条の6)(平成19年度実績)

遵守されていない規定	法12条の3								
	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項
勧告	3 (3)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
指導	18 (55)	2 (6)	1 (10)	2 (3)	15 (23)	0 (0)	6 (2)	1 (1)	0 (0)

遵守されていない規定	法12条の4		法12条の5					
	第2項	第3項	第1項	第2項	第3項	第5項	第6項	第10項
勧告	0 (-)	0 (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
指導	0 (-)	3 (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注) 1. 平成19年度1年間に勧告をした件数である。

2. 指導とは、法に基づく都道府県知事の勧告とは別に、指導として管理票に関し事業者等へ指示した件数である。

3. ( )内は、前年度の調査結果である。

14.3 産業廃棄物管理票に関する事業者等への勧告のうち特別管理産業廃棄物に関するもの  
(法第12条の6)(平成19年度実績)

遵守されていない規定	法12条の3								
	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項
勧告	1 (0)	0 (0)							
指導	1 (8)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	2 (4)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)

遵守されていない規定	法12条の4		法12条の5					
	第2項	第3項	第1項	第2項	第3項	第5項	第6項	第10項
勧告	0 (-)	0 (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
指導	0 (-)	0 (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注) 1. 平成19年度1年間に勧告をした件数である。

2. 指導とは、法に基づく都道府県知事の勧告とは別に、指導として管理票に関し事業者等へ指示した件数である。

3. ( )内は、前年度の調査結果である。

## 15 再生利用業の指定制度（平成20年4月1日現在）

### 15.1 再生利用業の指定制度実施状況

区分	有り	無し
再生利用業の指定制度実施	83	23

注) 1. 再生利用業の指定制度とは、厚生省の平成6年4月1日衛産第42号通知によるものである。

2. 数値は、都道府県・政令市数を示す。

### 15.2 再生利用業の指定制度の規定状況

区分	条例・規則	内規・要綱	定めていない
規定の種類	58	14	11

注) 数値は、都道府県・政令市数を示す。

### 15.3 再生利用業の指定制度の運用について

区分	有り	無し
手数料の徴収	3	80
独自の基準取扱規定	20	62

注) 1. 手数料とは、指定事務について条例に定められている手数料である。

2. 独自の基準取扱規定とは、厚生省の通知による指定基準以外に基準の取扱について定めている要綱などである。

3. 数値は、都道府県・政令市数を示す。

### 15.4 再生利用業の指定の種類

区分	個別指定のみ	一般指定のみ	個別指定、一般指定の両方
指定の種類	69	6	8

注) 数値は、都道府県・政令市数を示す。

### 15.5 再生利用業の指定状況

	再生輸送業	再生活用業
個別指定	111件	216件
一般指定	24件	46種

都道府県 政令市名	厚生省通知平成6年4月1日衛産第42号 による再生利用業の指定制度について				再生利用業の指定制度を実施している場合			
	実施して いな い	実施して いる	条例、規定で 定めている	内規、要綱で 定めている	定めはないが 実施している	個別指定 のみ	一般指定 のみ	個別・一般 両方指定
北海道								
札幌市								
函館市								
旭川市								
青森県								
青森市								
岩手県								
盛岡市								
宮城県								
仙台市								
秋田県								
秋田市								
山形県								
福島県								
郡山市								
いわき市								
茨城県								
栃木県								
宇都宮市								
群馬県								
埼玉県								
さいたま市								
川越市								
千葉県								
千葉市								
船橋市								
柏市								
東京都								
神奈川県								
横浜市								
川崎市								
横須賀市								
相模原市								
新潟県								
新潟市								
富山県								
富山市								
石川県								
金沢市								
福井県								
山梨県								
長野県								
長野市								
岐阜県								
岐阜市								
静岡県								
静岡市								
浜松市								
愛知県								
名古屋市								
豊田市								
豊橋市								
岡崎市								
三重県								
滋賀県								

都道府県 政令市名	再生利用業の指定制度を実施している場合									
	これまでの指定状況		指定事務の手数料		厚生省の通知による指定基準以外に基準の取扱を要綱などで定めているか					
	個別指定	一般指定	再生輸送業 (件)	再生活用業 (件)	再生輸送業 (件)	再生活用業 (種)	条例で定めて 徴収している	徴収して いない	定めている	定めていない
北海道	11	50			6					
札幌市										
函館市	3	8								
旭川市	1	1			6					
青森県										
青森市										
岩手県	1	4								
盛岡市	1	1								
宮城県		1								
仙台市	3									
秋田県	5	11								
秋田市	1	2								
山形県										
福島県										
郡山市										
いわき市										
茨城県	3	3								
栃木県		2								
宇都宮市										
群馬県										
埼玉県										
さいたま市										
川越市										
千葉県		1								
千葉市										
船橋市										
柏市										
東京都		3	1	1						
神奈川県										
横浜市		1								
川崎市										
横須賀市										
相模原市										
新潟県										
新潟市										
富山県										
富山市	1	1								
石川県										
金沢市										
福井県			2	1						
山梨県										
長野県	2	6								
長野市										
岐阜県		2								
岐阜市										
静岡県										
静岡市										
浜松市	10	12								
愛知県		3								
名古屋市										
豊田市		1								
豊橋市										
岡崎市										
三重県										
滋賀県	2	2								

都道府県 政令市名	厚生省通知平成6年4月1日衛産第42号 による再生利用業の指定制度について				再生利用業の指定制度を実施している場合			
	実施して いな い	実施して いる	条例、規定で 定めている	内規、要綱で 定めている	定めはないが 実施している	指 定 の 種 類		
						個別指定 のみ	一般指定 のみ	個別・一般 両方指定
京都府								
京都市								
大阪府								
大阪市								
堺市								
東大阪市								
高槻市								
兵庫県								
神戸市								
姫路市								
尼崎市								
西宮市								
奈良県								
奈良市								
和歌山県								
和歌山市								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
岡山市								
倉敷市								
広島県								
広島市								
呉市								
福山市								
山口県								
下関市								
徳島県								
香川県								
高松市								
愛媛県								
松山市								
高知県								
高知市								
福岡県								
北九州市								
福岡市								
大牟田市								
久留米市								
佐賀県								
長崎県								
長崎市								
佐世保市								
熊本県								
熊本市								
大分県								
大分市								
宮崎県								
宮崎市								
鹿児島県								
鹿児島市								
沖縄県								
合 計	23	58	14	11	69	6	8	

都道府県 政令市名	再生利用業の指定制度を実施している場合									
	これまでの指定状況		指定事務の手数料		厚生省の通知による指定基準以外に基準の取扱を要綱などで定めているか					
	個別指定	一般指定	再生輸送業 (件)	再生活用業 (件)	再生輸送業 (件)	再生活用業 (種)	条例で定めて 徴収している	徴収して いない	定めている	定めていない
京都府	1	1								
京都市	1									
大阪府	12	1								
大阪市	10	8								
堺市	2									
東大阪市	2									
高槻市										
兵庫県					2					
神戸市										
姫路市				2						
尼崎市					2	2				
西宮市					2					
奈良県	2	1								
奈良市										
和歌山県	5	2								
和歌山市										
鳥取県	2	2								
島根県	6	39								
岡山県	2	5								
岡山市										
倉敷市	2	3								
広島県			13		13					
広島市										
呉市										
福山市					13					
山口県		8								
下関市		1								
徳島県	4	4								
香川県										
高松市										
愛媛県		1								
松山市										
高知県	6	7								
高知市	1	1								
福岡県		2								
北九州市										
福岡市	1	1								
大牟田市										
久留米市										
佐賀県	3	4								
長崎県		1								
長崎市										
佐世保市										
熊本県		1								
熊本市										
大分県	1	2								
大分市	1									
宮崎県		3								
宮崎市										
鹿児島県			2		2					
鹿児島市										
沖縄県	3	3								
合計	111	216	24	46	3	80	20	62		

## 16 最終処分場の残存容量(平成20年4月1日現在)

### 16.1 最終処分場の残存容量

(単位:m<sup>3</sup>)

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	4,828 (4,910)	13,562 (14,147)	0 (0)	18,390 (19,057)
安定型処分場	1,823,331 (2,124,717)	66,131,186 (66,212,544)	7,719,779 (8,879,581)	75,674,296 (77,216,843)
管理型処分場	24,480,701 (26,708,285)	50,784,505 (48,847,906)	21,193,554 (25,706,660)	96,458,760 (101,262,851)
内数：海面埋立	11,057,990 (7,754,716)	1,100,444 (2,393,000)	8,127,249 (10,306,213)	20,285,683 (20,453,929)
計	26,308,860 (28,837,912)	116,929,253 (115,074,597)	28,913,333 (34,586,241)	172,151,446 (178,498,751)

注) 1. 海面埋立は内数である。

2. 公共とは、国、地方公共団体及び国・地方公共団体の関与している法人等をさす。

3. 公共においては産業廃棄物のみの残存容量である。

4. ( ) 内は、前年度の調査結果である。

### 16.2 最終処分場の残存容量のうち、新規供用開始分

(単位:m<sup>3</sup>)

施設の種類	事業者	処理業者	公共	計
遮断型処分場	0	0	0	0
安定型処分場	0	4,216,508	0	4,216,508
管理型処分場	195,274	2,132,658	273,566	2,601,498
内数：海面埋立	0	0	0	0
計	195,274	6,349,166	273,566	6,818,006

注) 1. 海面埋立は内数である。

2. 公共とは、国、地方公共団体及び国・地方公共団体の関与している法人等をさす。

3. 公共においては産業廃棄物のみの残存容量である。

4. 新規供用開始分とは、平成19年度に新增設により供用開始され増加した容量のことである。

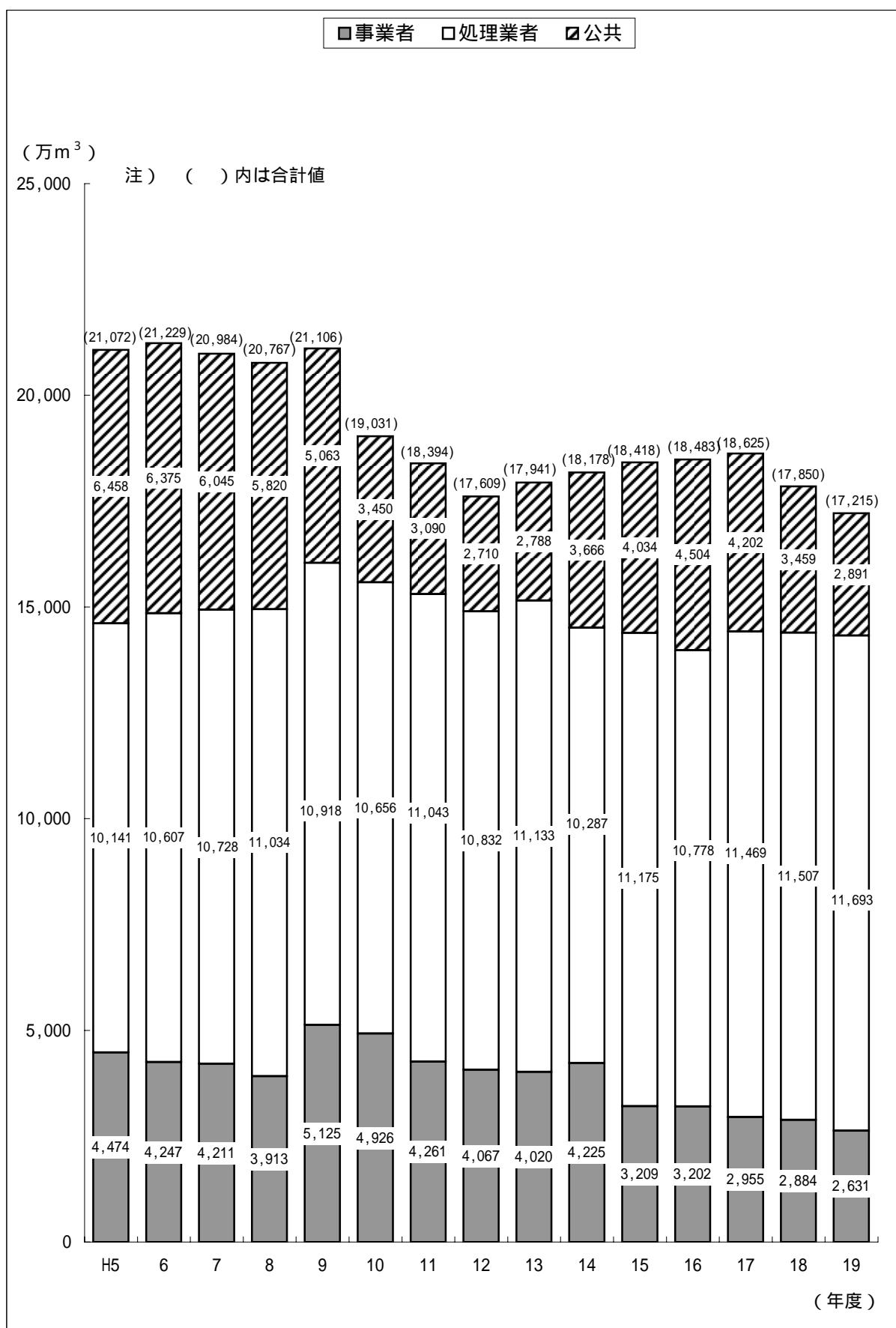


図16.1 最終処分場の残存容量の経年変化

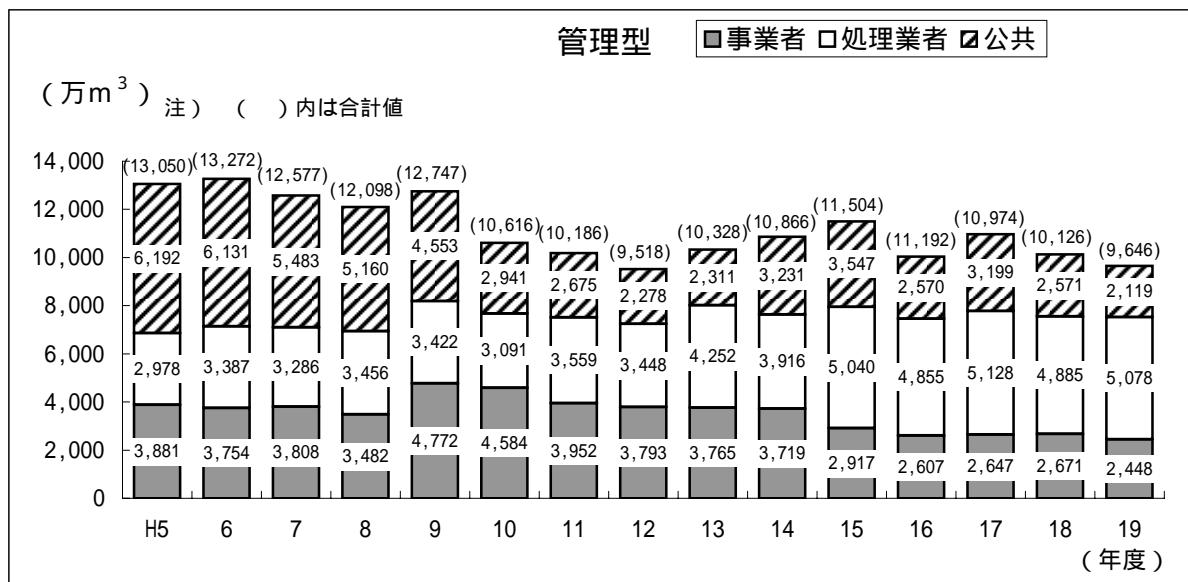
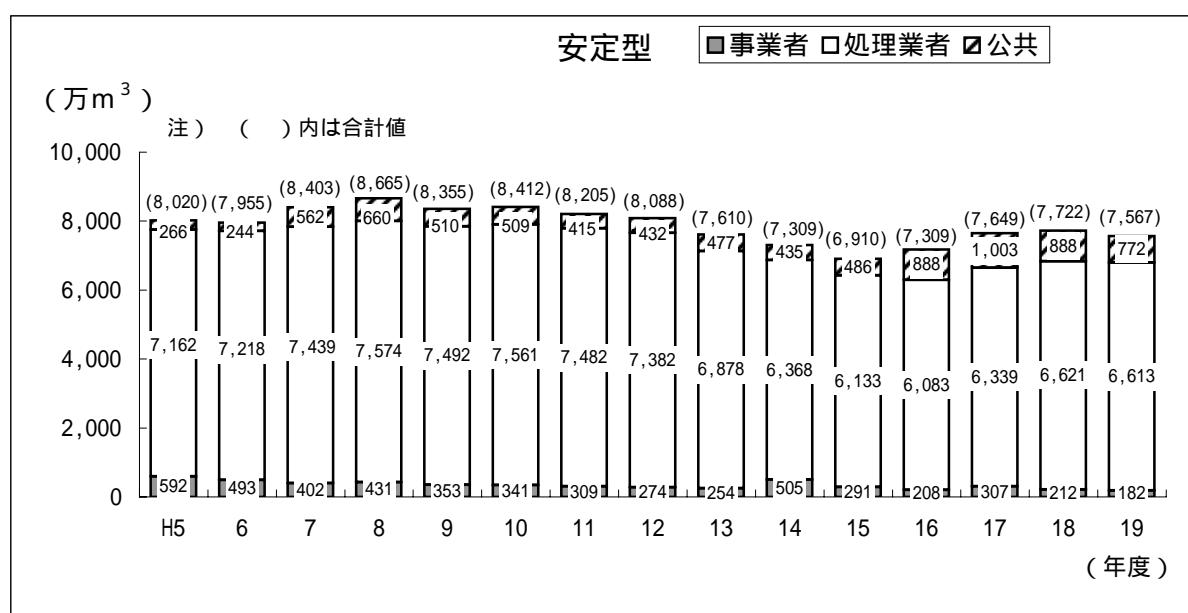
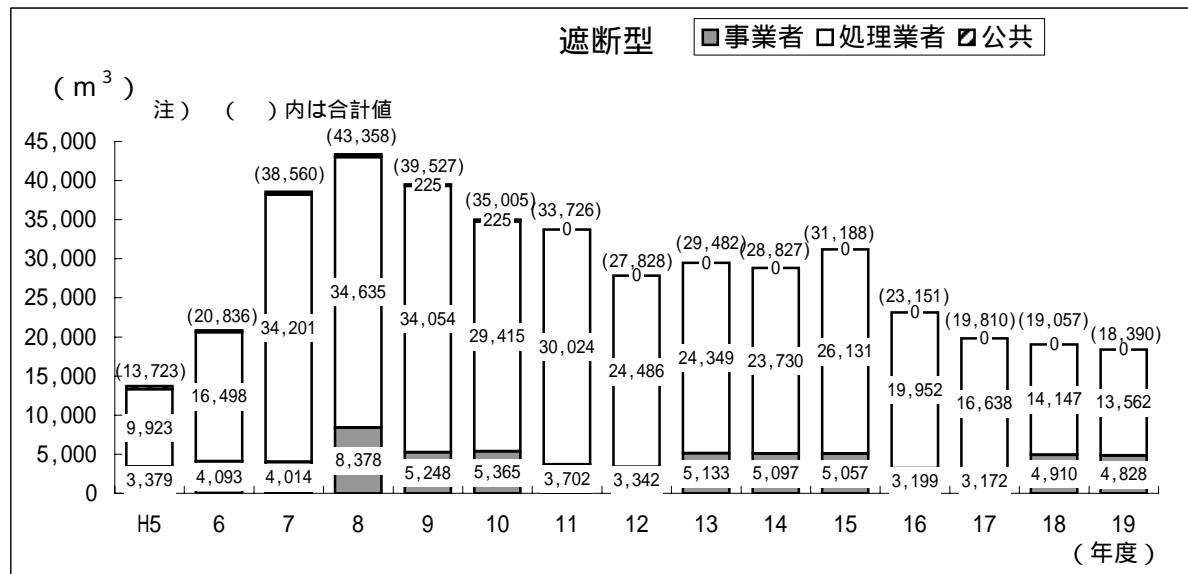


図16.2 最終処分場の種類別残存容量の経年変化

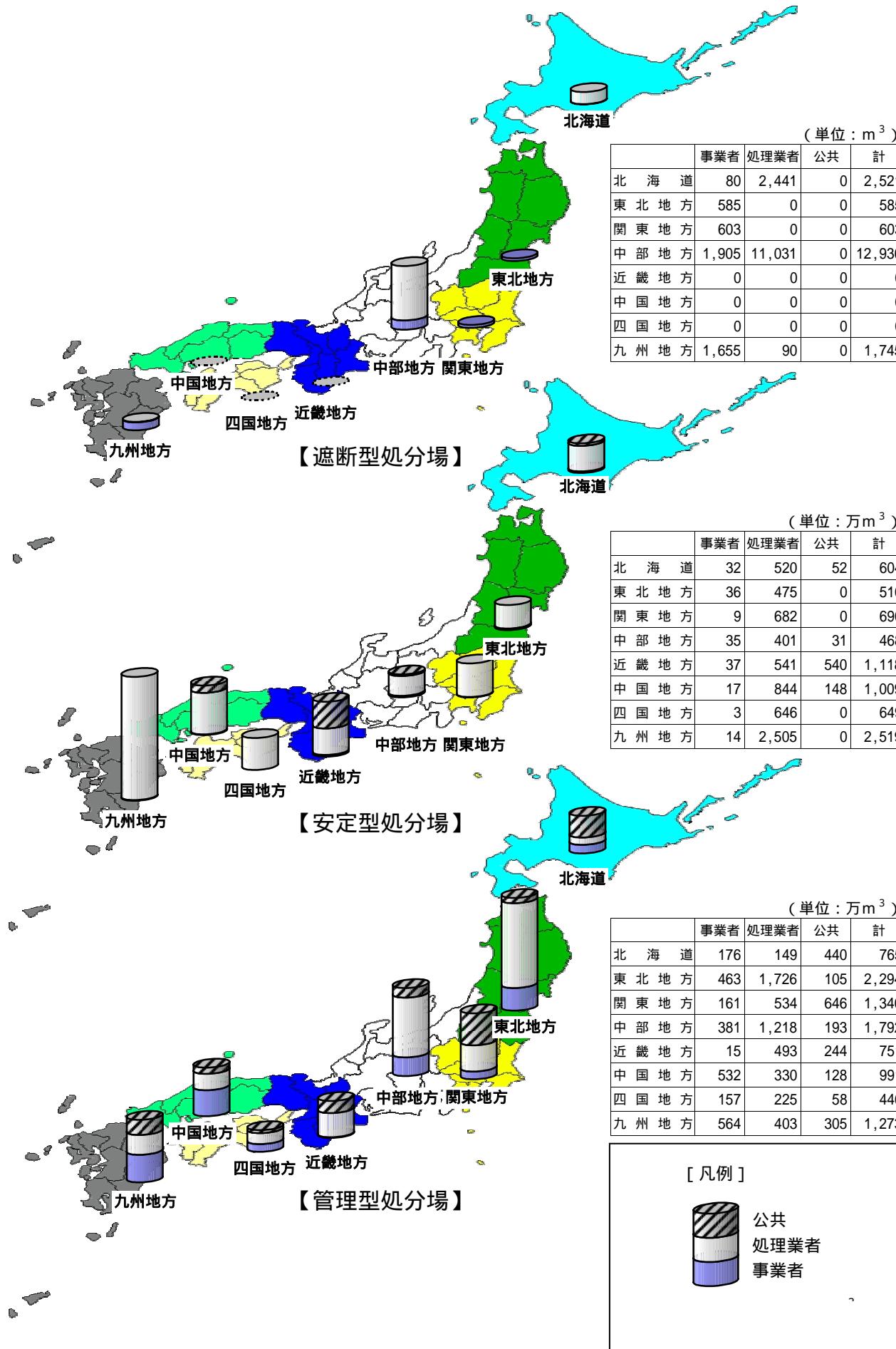


図16.3 地域別最終処分場残存容量(平成20年4月1日現在)